

〈祈りのために〉

「誇る者は主を誇れ」

(コリント人への第一の手紙1章31節)

人は誇りなくして生きていくことはできません。誇りは自分自身の存在価値に関わるものだからです。皆さんは何を自分の誇りとしていますか。

今、ナショナリズムが世界に蔓延しています。国家や民族に自分の誇りを置き、その誇りを傷つけるものに攻撃的な姿勢を示します。これはインターネットの発展と共に、一般市民に広く浸透しつつあります。

このナショナリズムに毒されている人たちは、自分たちの誇りを傷つける都合の悪いものにはレッテルを貼って排除しようとし、ます。「自虐史観」然り「反日」然りです。ナショナリズムの神輿として「天皇」を祭り上げるのに、天皇が自分たちの考えに都合の悪い発言をすると「お考えを変えていただかなくてはならない」などと、天皇も自分たちの誇りを守るための道具に過ぎないことをあらわにしています。

ナショナリズムに限らず「誇り」というものはやっかいなものです。教会の歴史においても、教会の誇り、面子のために科学を圧迫したり、人権を抑圧した出来事がありました。わたしたちの教会は、教団を離脱し、新たに日本基督教会を形成しようという時に「真実の教会の形成」という旗印を掲げました。そこには新しい教会形成の決意と誇りが満ちています。しかし一方で、教団という他者を批判することによって自己を肯定するという弱さ・もろさを抱えながら歩むことも引き起こしたように思います。わたしたちは、教会といえども誇りとすることが出来ません。わたしたちが誇るのは「主」のみなのです。

わたしたちが生きていくのに「誇り」は必要なものです。必要なものだからこそ、神は自らわたしたちの誇りとなってくださったのです。そして神を、主を誇りとするとき、わたしたちは罪がもたらす弱さを超えて、平和のために仕えていく道が開かれてくるのです。

もし国家や民族がわたしたち自身に喜びをもたらすなら、それは神に感謝し、その一員として神の国の到来、平和の実現のために仕えるのです。国家・民族に限らず、神以外のものを誇りとしている人には、わたしたちの誇りである主イエス・キリストを宣べ伝えていくのです。それには、わたしたち一人ひとりが、父・子・聖霊なる神の御業の中で、主に出会うこと、主を知ること、主を信じること、主を誇りとすること、主の証し人、神の子とされることを祈り求めていくのです。

〈祈り〉主よ、どうかあなたを知る者、あなたを誇る者、平和を作り出す者としてください。

阿部祐之 (新宮教会 牧師)

## 「ヤスクニ問題の視座と射程」その一考察 …キリスト告白の三位一体的展開を… (その2)

枝松博展 (久留米教会牧師)

(前号の続き) このように「正義、平和、自由、平等、博愛、等」についても、人間の自然的、理想的思惟、思考で展開するのでなく、キリスト告白からくる三位一体的信仰のもとに、実践しつつ、自らも変えられつつ、取り組まれ展開されるべきものなのである。なぜなら、それらは十字架と復活の御子イエス・キリストが聖霊において、教会を通して為しておられる御業だからである。バルトは、「(それらの無知は) 啓蒙や適当な教育によって取り除くことができるような、知識の欠如ではない。I ペトロ 2:15 では、そのような無知を取り除くためには、学問的訓練に励むことではなく、ただ『善を行う』ことだけが命じられている。(なぜなら無知にさせられているのは)、『不義』によって真理が『阻止』されているからなのである (ローマ 1:18)」と言っている (和訳論Ⅲ/242頁)。

このようにヤスクニ問題の視座はキリスト告白であり、ヤスクニ問題から派生してくるさまざまな広範な問題 (射程) は、三位一体論的信仰の広さと理解のもとに実践しつつ取り組まれるべきものである。キリスト告白の三一的展開は広い視野を与え、実践・行動をそこに生み出す。なぜなら、「父と子と聖霊の三位一体的関係は、全被造物がその中に、空間と時間と自由とを見出しうるほど、広いもの」(モルトマン「三位一体と神の国」185頁、詩編31:9参照)であり、その信仰は「神がすべてをなす。わたしがすべてをする」(バルト 和解論Ⅰ/1 151~152頁)という充滿へ導くものだからである。このようにキリスト告白の三位一体的展開は、御言葉(神の言葉: 神の語り)による、キリストの、聖霊における現臨を認知させ、私たちを主の働きの器、証人としてふさわしい者に整え、そして派遣し、広い視野のもとに、「祈りと正義の実践へと赴かせ」(ボンヘッファー)、そのようにして福音宣教の前進と教会形成の内実化を、主のあわれみと聖霊によって現実化して行くのである。

アメリカ長老教会は、1966~1988年の間に30%会員(132万人)を失った。「霊的訓練を怠って、政治、経済、社会問題に深入りしたからだ」と皮相的に論難する人もいたが、事情は複雑で、社会問題に熱中したからとは言えない。少子高齢化や若者の教会離れがそこに大きく関係していた。そのような中、アメリカ長老教会は、高齢者と若者に注目し、「高齢者のミニストリー」や「新しい日の夜明け」というプログラムを掲げ、人々が「イエス・キリストにおける悔い改めと信仰を通して神の国に導かれ、神の国を証しするために信仰共同体に積極的に参加する」ように促した。さまざまな研究がなされ、若者や求道者に見合った計画が企画された。それらの中で長老教会は神学的洞察力を回復し、訓練が行き届き、伝道が熱心な共同体へと成長して行った。とりわけ、人間には「偶像礼拝と暴虐行為」の傾向がある故、社会改造のため正義を追い求めて行く必要があることが、強く訴えられたのである(長老教会の歴史 J. H. スマイリー 248~250頁)。

日本キリスト教会も、1993~2014年の間に現陪者が28%(1700人)減った。確かに、初期の伝道のパッションや、日本キリスト教会のもとに結集して独立教会を目指すという機運は、ヤスクニ問題で変化せざるを得なかったが、原因は、少子高齢化や若者の教会離れにあるとも言えなくもない。ただ日本キリスト教会の場合、それらに適切に対応する神学的洞察力(公同性)を十分形成できていない。そのような中、ヤスクニ問題で、直面させられ、迫られている「キリスト告白の三位一体的展開」は、公同性に目を向けさせる故、閉塞している福音宣教に前進を与え、存続が危ぶまれる教会の存立と形成に寄与していくものとなる。このようにヤスクニ問題は、福音の宣教・伝道を阻み、教会の形成を難しくするというのではなく、むしろ逆で、キリスト告白の三位一体的展開へと習熟させる故に、教会を独立性と共に公同性にも向かわせ、信仰の広い視野と実践をもたらし、結果として伝道を推し進め、主の教会の形成を深化させて行くものとなるのである。

## 「2015年度 東京中会靖国神社問題第2回学習会」報告

### 「安保法制の問題点」—憲法学から見た2015安保法制—

齋藤 修（東京中会靖国神社問題特別委員）

東京中会靖国神社問題特別委員会では、数年来、年に3回学習会を開催しています。2015年度は第2回学習会として11月30日(月)午後2時～4時、蒲田御園教会を会場に、首都大学東京都市教養学部系准教授の憲法学者 木村草太氏を講師に招いて開催しました。

今回の学習会に際し、講師は案内に「今回の安保法制のどこが問題か。市民にできることは、法制の問題点をきちんと勉強し、何ができるかを考えることです。いま、知識に裏打ちされた力が必要な時です。憲法と法学の視点から一緒に考えましょう」と「講師からのメッセージ」を出されました。

当日は、平日の午後にもかかわらず、26教会60名の参加者があり、講師は「憲法学から見た2015年安保法制」と題した講演を通し、「安保法制の問題点」を指摘されました。

講演はレジュメによれば(希望者要連絡!)、四部構成からなり、第一部では、国際法・憲法の原則から、武力行使と治安活動(警察活動)について語られました。特に国際法の原則としては国連憲章2条4項の武力不行使原則をあげ、日本国憲法9条、65条、73条の丁寧な解説は大変興味深いものでした。

次に、第二部：安保法制のポイントでは、1.安保法制のポイントで現行の自衛隊法76条と84条の3と95条の2などや、PKO協力法、重要影響事態法、国際平和支援法と今回の安保法制を比較検討し、安保法制の法的課題を明確にし、2.安保法制のそもそも論では、武力行使・後方支援については、事前の手続きも重要だが、事後的な検証も重要であることをイラク戦争(2003年)の反省を例に話され、3.安保法制の法的課題を5点示しました。

また、第三部：集団的自衛権の行使容認問題では、まず1.集団的自衛権行使容認に関する議論の分岐点を4点指摘し、「存立危機事態」概念出現の経緯を語り、2.なぜ従来の政府は個別的自衛権の行使が限界だと言ってきたのか? 3.なぜ法制局は2014・7・1閣議決定にOKを出したか? 4.存立危機事態条項の曖昧化(明瞭な解釈指針が消滅し、意味が漠然不明瞭となった)を説明し、「我が国の存立」という言葉を定義しない限り、不明確ゆえに(2015安保法制は)違憲としました。そして講師は、第四部：国会はどんな言質をとったのか?で、1.国会答弁による言質、(1)存立危機事態条項：事実上、ホルムズ海峡封鎖に限定。(2)外国軍の武器等防護では、あくまでもテロリストなどの非国家的主体を相手にした場合の規定だと答弁。(3)後方支援：非戦闘地域の定義をほぼ踏襲。2.附帯決議・閣議決定：安保法制の施行にあたり、九つの事項に万全を期すべきであるとしたことなどを指摘しました。その中には、存立危機事態認定について、平和安全法制に基づく自衛隊の活動について国会の事前承認を求めることなどが含まれています。それ故講師は、「これらが現時点での一定の歯止めの役割を果たし、政府を監視するのに役立つ」としました。

大変明快かつ密度の濃い講演に対し、質疑応答の時間は不足でした。「安保法制が違憲ならば、憲法改正を」とも見える政府の姿勢に現憲法の重要性を再確認できる集会でした。

なお、同講師著「集団的自衛権はなぜ違憲なのか」(晶文社)も本講演の理解に有益です。

## 朱基徹牧師を知っていますか？

井上 豊（広島長束教会牧師 靖国神社問題特別委員会委員）

2月11日、西宮中央教会において2・11学習会が開催されました。主題は「朱基徹牧師の抵抗から学ぶ」、講師は野寺博文牧師（日本同盟基督教団赤羽聖書教会）。講演の要点をはなはだ不十分ながら以下の4つにまとめました。

### 朱基徹牧師の生涯

朱基徹（1897～1944）は戦前、日本の植民地下にあった朝鮮（韓国）で、キリスト教信仰を貫くために命をかけた人物です。彼は朝鮮耶蘇教長老会の牧師でしたが、1929年以来、当時の日本政府が求めた神社参拝に反対し続けました。1938年に拘束されて以降およそ5年間にわたって四度投獄され、最後は平壤刑務所において拷問の果てに殉教しました。

### 朱基徹牧師が神社参拝に抵抗した理由

第一の理由は、これが神の戒めである十戒に背く罪であるからです。神社参拝は偶像礼拝であり、この罪を犯すことは「キリスト教信徒の魂の死活問題」なのです。

第二の理由は、教会を改革するためです。教会の教会たる本質は「神のことばを妥協なく正しく語る」ことにあります。「バプテスマのヨハネは、王だからといって言うべきことを差し控えることはしなかった」のです。

第三の理由は、国家（世界、社会）を改革するためです。国家が間違った時に抵抗することは、かえって国家に神の栄光をあらわすものとなる、という考えです。

### 十五年戦争における朱基徹牧師の抵抗の意義

1931年の満州事変以降、日本は十五年戦争に突入します。神社参拝を強制して戦争を推進しようとする日本政府にとって、これに抵抗する朝鮮耶蘇教長老会は「朝鮮統治上の癌」でありました。「自分に打ち勝ち、各々自分の十字架を負って、いのちの道なるイエスに従いましょう」。神社参拝を拒否してたとえ殺されても「無窮の幸い」にあずかることができればそれで充分ではないかと訴える朱基徹牧師は1938年に拘束され、その状況下で朝鮮耶蘇教長老会は無理やり神社参拝を可決させられてしまいます。しかしそのことは、当時の日本政府が朱基徹牧師のような存在をどれほど恐れたかということをも示しています。講師は「私たちは、神のことば（真理）がそれほどに力のあるものだということを正しく認識しなければなりません」と主張しました。

### 講演の結論と感想

講師は朱基徹牧師の人生と信仰を語ることで、「罪の世に神のことば（真理）を妥協なく語ることはまさに命がけであり、一命を賭して真理のみことばをまっすぐ宣べ伝えてこそ、私たちはこの国において『信教の自由』を守ることができます」と説きました。そこには、私たちが朱基徹牧師のようになることで、この罪の世に神の栄光をあらわすものとなるように、という祈りが込められていました。

これは大変な課題を突き付けられた会でありました。ここから誰しも、もしも限界状況に立たされた場合、自分は朱基徹牧師のように闘うことが出来るのかと思ったことでしょう。「われらを試みにあわせず……。しかし仮にそういう状況に立たされても神のみことばによって立たせて下さい」と祈るばかりです。

### 《編集後記》

東京・近畿両中会の学習会報告は、それぞれに現下の時の情勢に対峙しようとする指針となる、貴重な報告です。

734号ヤスクニ通信 2016年3月13日 発行 日本キリスト教会 靖国神社問題特別委員会 発行人 栗田英昭 編集 川越弘 印刷発行 篠塚予奈（東京告白教会） 〒157-0061 東京都世田谷区北烏山 1-51-12 TEL&FAX03-3300-6529
--